

給料・諸手当等一覧表④

種 類	支 給 要 件 等	支給対象職種	算定基礎となる給料				
地 域 手 当	金沢市（5級地）に在勤する職員 支給率4％ ※令和8年度金沢市4％、内灘町1％（令和9年度以降 内灘町0％） 支給額＝（給料の月額＋管理職手当＋扶養手当）×（支給率） 支給地域から非支給地域に異動した場合、異動保障あり ※令和7年度以降の異動は3年間支給 （1年目 100％、 2年目 80％、 3年目 60％）	全職種	給料の月額 管理職手当 教職調整額 給料調整額 扶養手当				
時間外勤務手当・休日勤務手当 支給額 ＝ 1時間あたりの額 × 支給割合 × 時間数 時間外勤務手当 1時間あたりの額の計算式 （給料の月額＋月額で支払われる手当）×12 月 ÷ 38 時間 45 分 1 週間あたりの勤務時間 × 52 週 − 祝日法による休日及び年末年始の休日の日数 − 週休日にあたる年末年始の休日の日数 × 7 時間 45 分 1 日あたりの勤務時間		事務職員・栄養職員	給料月額				
支給割合							
区 分		0:00	5:00	(8:30)	(17:00)	22:00	24:00
勤務日 (休日及び年末年始の休日を除く)	支給割合	150/100 (175/100)		125/100 (150/100)	正 規 の 勤務時間	125/100 (150/100)	150/100 (175/100)
	適用条項	13 条 1 号・13 条カッコ書		13 条 1 号		13 条 1 号	13 条 1 号・13 条カッコ書
	勤務区分	時間外勤務				時間外勤務	
週休日	支給割合	160/100 (175/100)		135/100 (150/100)		160/100 (175/100)	
	適用条項	13 条 2 号・13 条カッコ書		13 条 2 号		13 条 2 号・13 条カッコ書	
	勤務区分	時 間 外 勤 務					
休 日 (休日及び年末年始の休日)	支給割合	160/100 (175/100)		135/100 (150/100)	135/100	135/100 (150/100)	160/100 (175/100)
	適用条項	13 条 2 号・13 条カッコ書		13 条 2 号	14 条	13 条 2 号	13 条 2 号・13 条カッコ書
	勤務区分	時間外勤務		休日勤務	時間外勤務		
()は1か月 60 時間を超える場合							
通 勤 手 当		全職種					
通勤距離：一般的に利用し得る最短の経路の長さによるもの							
ア 交通機関等利用者		支給限度額 150,000 円					
イ 交通用具使用者		0～2km は非支給 ※通勤手当受給者で有料駐車場を利用する職員は月額5,000 円を上限に加算					
片道の使用距離		支給月額	片道の使用距離	支給月額	片道の使用距離	支給月額	片道の使用距離
Km 以上	Km 未満		Km 以上	Km 未満	Km 以上	Km 未満	Km 以上
	4	2,200	3 2	3 4	6 2	6 4	9 2
4	6	4,400	3 4	3 6	6 4	6 6	9 4
6	8	5,200	3 6	3 8	6 6	6 8	9 6
8	10	6,100	3 8	4 0	6 8	7 0	9 8
10	12	7,300	4 0	4 2	7 0	7 2	10 0
12	14	8,500	4 2	4 4	7 2	7 4	10 2
14	16	9,700	4 4	4 6	7 4	7 6	10 4
16	18	10,950	4 6	4 8	7 6	7 8	10 6
18	20	12,200	4 8	5 0	7 8	8 0	10 8
20	22	13,500	5 0	5 2	8 0	8 2	11 0
22	24	14,750	5 2	5 4	8 2	8 4	11 2
24	26	16,000	5 4	5 6	8 4	8 6	11 4
26	28	17,250	5 6	5 8	8 6	8 8	11 6
28	30	18,500	5 8	6 0	8 8	9 0	11 8
30	32	19,700	6 0	6 2	9 0	9 2	12 0
ウ 併用者		支給限度額 150,000 円					
◎対象となる職員							
利用によって通勤時間が 30 分以上短縮され、特急等を利用せずに通勤するものとした場合、通勤距離が 60km 以上又は通勤時間が概ね 90 分以上である職員。北陸自動車道の場合は、北陸自動車道を利用しない場合の通勤距離が 60km 以上であり、かつ北陸自動車道の利用距離が 30km 以上の職員。							
エ 新幹線鉄道等、高速自動車国道等の利用者に対する加算額							
特別料金等の額に相当する額							
支給額＝運賃等相当額＋自動車等の額※＋特急料金等の額に相当する額							
(ただし、最高支給限度額 150,000 円 ※は 79,900 円が上限)							